島・東畑地区計画　１６条縦覧　意見要旨・見解

通番	意見要旨	見解
1	雨水調整池の容量に不足はないか。	本開発については、雨水調整池容量も含めて愛知県土地開発行為に関する指導要綱第４第１項の規定に基づき協議を行っており、容量に不足はないと認識しています。なお、下流河川等への影響も考慮し、必要容量を満たした調整池を計画しています。
2	計画地内の地盤の高さについて、周辺道路との高さの整合性はどうか。	地盤の高さについては、周辺道路との整合を図り、既設道路へ円滑に接続できるよう計画しています。
3	計画地内の汚水処理方法及び汚水排水方法はどうなっているのか。	計画地内の汚水処理方法は、合併浄化槽による汚水処理の地区となり、前面道路となる道路側溝へ放流する予定です。
4	計画地内には下水道を敷設してほしい。	稲沢市の汚水適正処理構想において当地区は、合併浄化槽により処理を行う地区となっています。開発行為において下水道を整備する場合は、事業者負担にて整備することを基本としていますが、当地区は下水道の本管から遠く離れた場所に位置しており、下水道の敷設は困難な状況です。そのため、合併浄化槽にて汚水処理を行う計画としています。
5	計画地内の信号がある交差点は時間帯によっては混雑している。宅地開発後の渋滞緩和策はあるか。	交通環境については、本地区計画の策定にあたり、所管の警察署等の関係機関と協議を行っています。今後も関係機関と情報を共有し、安全な通行を確保するための標識や注意喚起など、可能な範囲での対策を行ってまいります。
6	計画地に北側の東に隣接する島町の住宅地内の４ｍ未満の道路が多くあり、学生や通行人も多いが道路の安全対策をどうするのか。	
7	島区と東畑区の境にある県道交差点に信号設置の予定はあるか。	新たな信号設置の予定はありません。

８	計画地内の防火・消火対策はどうなっているのか。	消防水利については、関係法令等の基準に基づき、区域内に必要な消火栓を設置する計画です。周辺の既存消防水利とあわせて、適切な消防体制が確保できるよう整備を行います。
９	令和９年４月着工の予定と聞いているが、着工前に工事中の近隣への配慮を含めた住民説明会を開催してほしい。	宅地開発にあたり、開発許可を出す際には、近隣住民に配慮した工事を行うとともに着工前には丁寧な説明をすることを事業者に指導します。